

全国児童福祉主管課長会議

【別冊資料】

(地域子ども・子育て支援事業実施要綱 (案))

平成28年2月23日 (火)

雇用均等・児童家庭局

目 次

1. 利用者支援事業【改正有り】	1
2. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【改正なし】	8
3. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業【改正なし】	11
4. 放課後児童健全育成事業【改正有り】	16
5. 子育て短期支援事業【改正なし】	37
6. 乳児家庭全戸訪問事業【改正有り】	41
7. 養育支援訪問事業【改正有り】	44
8. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【改正なし】	47
9. 地域子育て支援拠点事業【改正なし】	51
10. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【改正有り】	59

※ 本資料については現時点における案であり、今後、内容等に変更が生じる可能性があります。

※ 「延長保育事業」、「一時預かり事業」及び「病児保育事業」の実施要綱については、現在調整中であり、調整終了後、別途ご連絡します。

利用者支援事業実施要綱新旧対照表（案）

新	旧
<p>府 子 本 第 8 3 号 2 7 文 科 初 第 2 7 0 号 雇 児 発 0 5 2 1 第 1 号 平 成 2 7 年 5 月 2 1 日</p> <p>一 次 改 正</p> <p>府 子 本 第 8 3 号 ※ 文 科 初 第 2 7 0 号 雇 児 発 0 5 2 1 第 1 号 平 成 2 7 年 5 月 2 1 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>利用者支援事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついでには、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。 なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。</p>	<p>府 子 本 第 8 3 号 2 7 文 科 初 第 2 7 0 号 雇 児 発 0 5 2 1 第 1 号 平 成 2 7 年 5 月 2 1 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>利用者支援事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついでには、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。 なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>利用者支援事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p> <p>4 実施方法 以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。 (1) 基本型 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>利用者支援事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 一人一人の子どもが健やかに成長することができ、地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業(以下「利用者支援事業」という。)</p> <p>4 実施方法 以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。 (1) 基本型 ①目的 子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。 ②実施場所 主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。 ③職員の配置等 ア 職員の要件等 以下の(ア)及び(イ)を満たさなければならない。 (ア)「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付 雇児発0521第18号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修(以下、「基本研修」という。)</p>

及び別表2-2の1に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コー
スの「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修（以下「基本
型専門研修」という。）を修了していること。

なお、以下の左欄に該当する場合には、右欄の研修の受講を要
しない。ただし、中段及び下段に該当する場合には、事業に従事し始めた
後に適宜受講することとする。

子育て支援員研修事業実施要綱5の(3)のアの(エ)に 該当する場合	基本研修
本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に従事 している場合	基本研修 基本型専門研修
事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施 要綱に定める研修をすぐに実施できないなどその他やむ を得ない場合	基本研修 基本型専門研修

(イ) 以下に掲げる相談及びコーディネーター等の業務内容を必須とする市町
村長が認めた事業や業務（例：地域子育て支援拠点事業、保育所におけ
る主任保育士業務等）の実務経験の期間を参酌して市町村長が定める
実務経験の期間を有すること。

(a) 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合 1年
(b) (a) 以外の者の場合 3年

イ 職員の配置

アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。

ウ その他

イを満たした上で、地域の实情により、適宜、業務を補助する職員を配
置しても差し支えないものとする。

④業務内容

以下の業務を実施するものとする。

ア 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、
利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等
を円滑に利用できるよう実施することとする。

イ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との
連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源
の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める
こと。

ウ 利用者支援事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用
し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る
ものとする。

エ その他利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものと

新	旧
<p>(2) 特定型 (略)</p> <p>(3) 母子保健型</p> <p>①目的 (略)</p> <p>②実施場所 (略)</p> <p>③職員の配置 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー（社会福祉士等）（以下「保健師等」という。）を1名以上配置するものとする。なお、保健師等は専任が望ましい。</p> <p>④業務内容 (略)</p>	<p>する。</p> <p>(2) 特定型</p> <p>①目的 待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。</p> <p>②実施場所 主として市町村窓口での実施とする。</p> <p>③職員の配置等 ア 職員の要件等 利用者支援事業に従事するにあたっては、子育て支援員研修実施要綱別表1に定める基本研修及び別表2-2の2に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。 イ 職員の配置等 (1) のイ及びウに準じることとする。</p> <p>④業務内容 (1) に準じることとする。ただし、(1) ④アについてその一部を実施し、(1) ④イについて必ずしも実施を要しない。</p> <p>(3) 母子保健型（子育て世代包括支援センター）</p> <p>①目的 (略) 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。</p> <p>②実施場所 主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設での実施とする。</p> <p>③職員の配置 母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカー（社会福祉士等）（以下「保健師等」という。）を1名以上配置するものとする。なお、保健師等は専任が望ましい。</p> <p>④業務内容 以下の業務を実施するものとする。 ア 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対</p>

応ずる。また、保健師等は、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、対象地域における全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成することとする。支援台帳については、氏名、分娩予定日、状況等の項目を定め、必要となる情報をすぐ活用できる体制を整えること。

また、全ての妊産婦等の状況を把握するため、教育・保育・保健施設や地域子育て支援拠点等に出向き、積極的に情報の収集に努めることとする。

イ アにより把握した情報に基づき、保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うこととする。なお、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行うこととする。

ウ 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定することとする。

また、支援プランの効果の評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、妊産婦等を包括的・継続的に支えていくように努めること。

エ 支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、妊産婦等に対して各関係機関が提供する母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図ることとする。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、本事業に基づき支援のみならず、別添に掲げる様々な母子保健施策による支援や子育て支援も必要であるため、上記の協議の場又は関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行う。

5 関係機関等との連携
(略)

5 関係機関等との連携

実施主体（委託先を含む。以下同じ。）は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

6 留意事項
(略)

6 留意事項

(1) 利用者支援事業に従事する者は、子どもの「最善の利益」を実現させる観

新	旧
	<p>点から、子ども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員などと情報交換や共有し、連携を図ること。</p> <p>(2) 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の実施場所の施設や市町村窓口などの担当者等と相互に協力し合うとともに、利用者支援事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。</p> <p>(3) 4に定める各類型は、それぞれ特徴が異なり、いずれの機能も重要であることから、地域の実情に応じて、それぞれの充実に努めること。また、各類型の所管課が異なる場合には、日頃から各所管課同士の連携などに努めること。</p> <p>(4) 対象者や既存の社会資源が少ない地域等において、複数の自治体が共同して利用者支援事業を実施する際には、都道府県は、広域調整等の機能を担い、全ての子育て家庭に必要な支援が行き届くよう努めること。</p> <p>(5) 利用者支援事業に従事する者は、有する資格や知識・経験に応じて、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等を維持向上させるため、子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他必要な各種研修会、セミナー等の受講に努めること。</p> <p>また、実施主体は、利用者支援事業に従事する者のための各種研修会、セミナー等に積極的に参加させるよう努めること。</p> <p>(6) 利用者支援事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応を図られるよう努めなければならない。</p> <p>(7) 障害児等を養育する家庭からの相談等についても、市町村の所管部局、指定障害児相談支援事業所等と連携し、適切な対応が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(8) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。</p>

7 費用
(略)

【別添】
(略)

(9) 市町村は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先についても周知すること。

7 費用
利用者支援事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

【別添】

- ・ 女性健康支援センター事業
- ・ 不妊専門相談センター事業
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 産婦健康診査
- ・ 両親学級、母親学級
- ・ 新生児訪問指導、妊産婦訪問指導
- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 養子縁組あっせん 等

【改正なし】

府子本第81号
27文科初第240号
雇児発0717第5号
平成27年7月17日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

1 事業の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

低所得で生計が困難である支給認定保護者の子どもが、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第 28 条法第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。

4 実施要件

(1) 対象者

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯である支給認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市町村が認める支給認定保護者

(2) 対象となる実費徴収額の範囲

- ① 副食材料費（教育標準時間認定子ども（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分について法第 20 条第 1 項に規定する認定を受けたもの）に限る。）
- ② 食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 4 項及び第 43 条第 4 項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

(3) 実施方法

実施方法は、以下のいずれかの方法による。

- ① 対象者に係る（2）の実費徴収額を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法
- ② 対象者が施設・事業所に支払った（2）の実費徴収額について、市町村より対象者に対して当該実費徴収額に相当する額を補助する方法

4 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

【改正なし】

府子本第88号
27文科初第239号
雇児発0717第6号
平成27年7月17日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定子ども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するため、今般、別紙のとおり「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日雇児発0529第29号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新規参入施設への巡回支援事業の実施について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱

1 事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。
なお、市町村が適当と認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

(1) 新規参入施設等への巡回支援

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者（以下「新規参入事業者」）に対して、事業経験のある者（例：保育士OB等）を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

4 実施要件

(1) 新規参入施設等への巡回支援

① 支援内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の（ア）～（オ）のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。

- (ア) 事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- (イ) 事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- (ウ) 小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- (エ) 小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- (オ) その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

② 支援対象となる事業者

待機児童解消加速化プランの推進や子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向け、事業の拡大を図ることが必要な保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者とする。

なお、既にこれらの事業を実施している事業者であっても、他の事業を新規に開始する場合は、市町村の判断により、当該事業の対象として差し支えないものとする。

③ 支援チーム

支援内容に応じて、市町村の担当者などの行政関係者のほか、保育所の保育士OBなどの事業経験者、公認会計士など監査・会計分野に関する知識を有する者、福祉分野における法人経営者などにより構成される支援チームを適宜設けることとする。

なお、必要な助言・指導等を行う体制が整っている場合には、地域の実情や必要な支援内容等により、チームを設けずに支援を行うこととしても差し支えない。

④ 支援期間

新規参入事業者への支援期間については、個々の事業者の状況に応じて設定し、必要に応じて延長等を行うこと。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

① 対象施設

健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、②の要件をみたす子どもの教育・保育を担当する職員を加配する施設

② 職員加配の対象となる子ども

次の(ア)～(ウ)の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ) 別表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

③ 職員配置

②の要件を満たす子どもの教育・保育を担当するために、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)に基づき配置すべき職員数(加算を含む。)に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。

5 留意事項

- ・ 新規参入施設等への巡回支援について、委託により事業を実施する場合であっても、市町村において新規参入事業者への支援の必要性や支援内容の適否、支援後の効果等について把握すること。
- ・ 認定こども園特別支援教育・保育経費について、別表に掲げる認定こども

園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であっても、各都道府県からの独自助成等を受けている場合は、本事業の対象としないこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別表 認定こども園特別支援教育・保育経費の対象となる子ども

認定こども園の類型		子どもの支給認定の区分（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号）	
幼保連携型	学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）以外		1号
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）	並列型	2号及び3号
		接続型	3号
	上記以外	単独型	1号及び2号
		並列型・接続型	1号～3号
保育所型			1号
地方裁量型			1号～3号

単独型・・・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第2項第1号に規定する幼稚園。

並列型・・・認定こども園法第3条第4項第1号イに規定する連携施設。

接続型・・・認定こども園法第3条第4項第1号ロに規定する連携施設。

放課後児童健全育成事業実施要綱新旧対照表（案）

新	旧
<p>別紙 放課後児童健全育成事業実施要綱（案）</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 (1) 放課後児童健全育成事業 【別添1】 (2) 放課後子ども環境整備事業 【別添2】 (3) 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業） 【別添3】 (4) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業） 【別添4】 (5) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業） 【別添5】 (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添6】 (7) 障害児受入強化推進事業 【別添7】 (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添8の定めによること。</p>	<p>別紙 放課後児童健全育成事業実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 (1) 放課後児童健全育成事業 【別添1】 (2) 放課後子ども環境整備事業 【別添2】 (3) 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業） 【別添3】 (4) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業） 【別添4】 (5) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業） 【別添5】 (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添6】 (7) 障害児受入強化推進事業 【別添7】 (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添8の定めによること。</p>

新

旧

別添 1 放課後児童健全育成事業	別添 1 放課後児童健全育成事業
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。 なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。</p> <p>3 対象児童 対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。） なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</p> <p>4 規模 基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。 なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。</p> <p>3 対象児童 対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。） なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</p> <p>4 規模 基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準</p>

新

旧

<p>を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p>	<p>を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p>
<p>5 職員体制 基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。 放課後児童支援員は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「1 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならぬ。 また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。</p>	<p>5 職員体制 基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。 放課後児童支援員は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「1 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならぬ。 また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。</p>
<p>6 開所日数 開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がある場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。</p>	<p>6 開所日数 開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がある場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。</p>
<p>7 開所時間 開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。 （1）小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 （2）小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>	<p>7 開所時間 開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。 （1）小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 （2）小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>

<p>8 施設・設備 (1) 小学校の余剰教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。 (2) 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。 (3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 (4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 (5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p> <p>9 運営内容 放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。 ① 放課後児童健全育成事業の役割 ② 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 ③ 事業の対象となる子どもへの対応 ④ 育成支援の内容 ⑤ 障害のある子どもへの対応 ⑥ 特に配慮を必要とする子どもへの対応 ⑦ 保護者との連携 ⑧ 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 ⑨ 利用の開始等に関わる留意事項 ⑩ 労働環境整備 ⑪ 適切な会計管理及び情報公開 ⑫ 学校との連携 ⑬ 保育所、幼稚園等との連携 ⑭ 地域、関係機関との連携 ⑮ 衛生管理及び安全対策</p>	<p>8 施設・設備 (1) 小学校の余剰教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。 (2) 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。 (3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 (4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 (5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p> <p>9 運営内容 放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。 ① 放課後児童健全育成事業の役割 ② 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 ③ 事業の対象となる子どもへの対応 ④ 育成支援の内容 ⑤ 障害のある子どもへの対応 ⑥ 特に配慮を必要とする子どもへの対応 ⑦ 保護者との連携 ⑧ 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 ⑨ 利用の開始等に関わる留意事項 ⑩ 労働環境整備 ⑪ 適切な会計管理及び情報公開 ⑫ 学校との連携 ⑬ 保育所、幼稚園等との連携 ⑭ 地域、関係機関との連携 ⑮ 衛生管理及び安全対策</p>
---	---

新

⑬放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
⑭要望及び苦情への対応
⑮事業内容向上への取り組み

10 留意事項

- (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポットクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。
- (2) 別添2～別添8に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (3) 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるとする。
- また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。
- (5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。

11 費用

- (1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、
①山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合
②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合
のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるとする。

旧

⑬放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
⑭要望及び苦情への対応
⑮事業内容向上への取り組み

10 留意事項

- (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポットクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。
- (2) 別添2～別添8に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (3) 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるとする。
- また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。
- (5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。

11 費用

- (1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、
①山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合
②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合
のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるとする。

<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p>	<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p>
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余剰教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 （1）放課後児童クラブ設置促進事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するため、必要となる小学校の余剰教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支持する事業。 ②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加に伴い、必要となる小学校の余剰教室など既存施設の改修、設備の整備・及び備品の購入を行う事業。 ③①の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域強化プラン）」（平成27年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき放課後や週末等において、学校の余剰教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する必要がある小学校の余剰教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 （2）放課後児童クラブ環境改善事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するため、必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支持する事</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余剰教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 （1）放課後児童クラブ設置促進事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するため、必要となる小学校の余剰教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支持する事業。 ②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加に伴い、必要となる小学校の余剰教室など既存施設の改修、設備の整備・及び備品の購入を行う事業。 ③①の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域強化プラン）」（平成27年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき放課後や週末等において、学校の余剰教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する必要がある小学校の余剰教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 （2）放課後児童クラブ環境改善事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するため、必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支持する事</p>

新

- 業（（１）①に該当する場合を除く。）
- ② 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要ない設備の整備及び備品の購入を行う事業（（１）②に該当する場合を除く。）
 - ③ ①の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（１）③に該当する場合を除く。）
 - ④ 別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要ない設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（２）①及び③に該当する場合を除く。）
- (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業
別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。
 - (4) 倉庫設備整備事業
別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余剰教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余剰教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。

- 4 対象事業の制限
- (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
 - (2) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建築物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。
 - (3) 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の（１）①及び3の（２）①の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。ただし、別添1に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。
 - (4) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の（１）②及び3の（２）②の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。
- この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とする。ただし、

旧

- 業（（１）①に該当する場合を除く。）
- ② 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要ない設備の整備及び備品の購入を行う事業（（１）②に該当する場合を除く。）
 - ③ ①の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（１）③に該当する場合を除く。）
 - ④ 別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要ない設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（２）①及び③に該当する場合を除く。）
- (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業
別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。
 - (4) 倉庫設備整備事業
別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余剰教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余剰教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。

- 4 対象事業の制限
- (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
 - (2) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建築物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。
 - (3) 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の（１）①及び3の（２）①の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。ただし、別添1に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。
 - (4) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の（１）②及び3の（２）②の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。
- この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とする。ただし、

新

旧

<p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(5) 3の(1) ①及び③、3の(2) ①及び③、④及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(6) 3の(3)の事業については、受け入れられる障害児の種類や程度等によつては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>(7) 3の(1) ③及び3の(2) ③及び④の事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づき市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。</p> <p>(8) 3の(1) ①及び3の(2) ①のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。</p> <p>5 費用 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(5) 3の(1) ①及び③、3の(2) ①及び③、④及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(6) 3の(3)の事業については、受け入れられる障害児の種類や程度等によつては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>(7) 3の(1) ③及び3の(2) ③及び④の事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づき市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。</p> <p>(8) 3の(1) ①及び3の(2) ①のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。</p> <p>5 費用 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>
---	---

新

旧

別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）	別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p>
<p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p>	<p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p>
<p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。 なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等の機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していること認められる児童とするが、柔軟に対応すること。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めたと配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p>	<p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。 なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等の機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していること認められる児童とするが、柔軟に対応すること。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めたと配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p>
<p>4 留意事項 （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添</p>	<p>4 留意事項 （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添</p>

新

7 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う習得に努め、障害児の受け入れの推進を図ること。
(2) 障害児を5人以上受け入れられている場合の障害児対応職員の人件費については、別添7に基づき障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

旧

7 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う習得に努め、障害児の受け入れの推進を図ること。
(2) 障害児を5人以上受け入れられている場合の障害児対応職員の人件費については、別添7に基づき障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

新

旧

<p>別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨 放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料等の補助を行うものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 (1) 賃借料補助 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。 ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。</p> <p>(2) 移転関連費用補助 学校敷地外の民家・アパート等を活用して別添1に基づく放課後児童健全育成事業を実施しており、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入児童数を増やす場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）を支弁する事業。</p> <p>(3) 土地借料補助 学校敷地外の土地を活用して、別添1の放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料への補助を行う。</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。 ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること イ 平成27年度以降に新たに実施する放課後児童健全育成事業であること ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一</p>	<p>別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨 放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。 ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。 ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること イ 平成27年度以降に新たに実施する放課後児童健全育成事業であること ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一</p>
---	--

新

体型の目標事業量等の記載があること

- (2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- (3) 既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

- (4) 3の(3)の事業については、放課後児童健全育成事業者が市町村、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人の場合、対象としない。また、事業実施の初年度に限り対象とする。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

旧

体型の目標事業量等の記載があること

- (2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- (3) 既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

新

旧

<p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</p>	<p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</p>
<p>1 趣旨 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づき放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。</p> <p>4 対象事業の制限 （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （2）送迎を行うためのバス等車輻に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。</p> <p>5 費用 （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	<p>1 趣旨 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づき放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。</p> <p>4 対象事業の制限 （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （2）送迎を行うためのバス等車輻に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。</p> <p>5 費用 （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業	別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組みとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保することともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 本事業は、以下の（1）及び（2）を対象とする。 なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。 （1）別添1に基づき放課後児童健全育成事業を行う者が、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 （2）別添1に基づき放課後児童健全育成事業を行う者が、（1）の育成支援に加えて4（3）の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 なお、本事業の対象となる職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。</p> <p>4 実施方法 （1）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10（1）の内容を満たすことを基本とする。 ただし、 ① 開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組みとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保することともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 本事業は、以下の（1）及び（2）を対象とする。 なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。 （1）別添1に基づき放課後児童健全育成事業を行う者が、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 （2）別添1に基づき放課後児童健全育成事業を行う者が、（1）の育成支援に加えて4（3）の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 なお、本事業の対象となる職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。</p> <p>4 実施方法 （1）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10（1）の内容を満たすことを基本とする。 ただし、 ① 開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は</p>

新

開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。

② 開所する日数は、年間250日以上開所すること。児童健全育成事業を要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員（退職手当を除く。）に対する改善を行っている必要がある。

また、以下の(2)若しくは(3)の内容により運営すること。

(2) 3ラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。

① 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。

② 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。

③ 市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的な（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるよう（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応するための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。

④ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ固知すること。

⑤ 児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけに対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。

(3) 3の(2)の事業の対象となる事業に従事する常勤職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する以下の育成支援に関する主たる担当

旧

開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。

② 開所する日数は、年間250日以上開所すること。児童健全育成事業を要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員（退職手当を除く。）に対する改善を行っている必要がある。

また、以下の(2)若しくは(3)の内容により運営すること。

(2) 3ラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。

① 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。

② 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。

③ 市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的な（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるよう（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応するための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。

④ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ固知すること。

⑤ 児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけに対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。

(3) 3の(2)の事業の対象となる事業に従事する常勤職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する以下の育成支援に関する主たる担当

として従事すること。なお、⑥については、必要に応じて行う場合に従事すること。

- ① 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。
- ② 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。
- ③ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。
- ④ 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。
- ⑤ 子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行う、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等に関係機関と検討・協議して適切に対応すること。
- ⑥ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。

5 対象事業の制限等

- (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。
- (3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。
- (4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払

として従事すること。なお、⑥については、必要に応じて行う場合に従事すること。

- ① 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。
- ② 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。
- ③ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。
- ④ 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。
- ⑤ 子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行う、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等に関係機関と検討・協議して適切に対応すること。
- ⑥ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。

5 対象事業の制限等

- (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、本事業の対象とならない。
- (3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。
- (4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払

新

いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。

6 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

旧

いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。

6 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

<p>別添 7 障害児受入強化推進事業</p>	<p>別添 7 障害児受入強化推進事業</p>
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、5 人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置すること、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、5 人以上の障害児の受入れを行う場合に、別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を 1 名以上配置する。 なお、障害児の対象については、別添 3 と同様とする。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象となっていること。 （2）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、5 人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置すること、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、5 人以上の障害児の受入れを行う場合に、別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を 1 名以上配置する。 なお、障害児の対象については、別添 3 と同様とする。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象となっていること。 （2）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け</p>

新

雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別添
7 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支
援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行
う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の
習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

- 5 費用
(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定め
るところにより補助するものとする。
(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者か
ら徴収した額を充当してはならない。

旧

雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別添
7 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支
援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行
う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の
習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

- 5 費用
(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定め
るところにより補助するものとする。
(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者か
ら徴収した額を充当してはならない。

新

旧

<p>別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業</p>	<p>別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業</p>
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。</p> <p>4 実施方法 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3 ～10（1）及び 11（1）の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は 19 人以下を要件とする。</p> <p>5 留意事項 （1）本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の放課後児童健全育成事業所における 2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1 人目の人件費や光熱水費等）については、別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。 （2）別添 2 ～別添 7 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>6 費用 （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。</p> <p>4 実施方法 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3 ～10（1）及び 11（1）の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は 19 人以下を要件とする。</p> <p>5 留意事項 （1）本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の放課後児童健全育成事業所における 2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1 人目の人件費や光熱水費等）については、別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。 （2）別添 2 ～別添 7 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>6 費用 （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

<p>新</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>	<p>旧</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>
---	---

【改正なし】

雇児発0529第14号

平成26年5月29日

【一部改正】 雇児発0930第16号

平成26年9月30日

【一部改正】 雇児発 0521 第 9 号

平成27年5月21日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公 印 省 略)

子育て短期支援事業の実施について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

子育て短期支援事業実施要綱

1 事業の目的

この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託を行うことができる。

3 事業の種類及び内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

イ 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

(ア) 児童の保護者の疾病

(イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由

(ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

(エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

(オ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

ウ 利用の期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

イ 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

4 実施施設等

- (1) この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。
- (2) 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。
- (3) 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。
- (4) 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。

- (5) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

5 留意事項

- (1) 市町村は、この事業の実施にあたっては、本制度の周知徹底を図ること。
- (2) 市町村は、あらかじめ利用を希望する者を登録するとともに、実施施設の受け入れ体制等を常に把握しておくなど事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。
- (3) 市町村は、利用の申請があった場合には、速やかに決定を行うこと。
ただし、特に緊急を要する場合にあつては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。
なお、ひとり親家庭からの利用の申請があった場合には、ひとり親家庭を利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。
- (4) 事業の実施にあたっては、利用する者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。
- (5) 一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携をとること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

乳児家庭全戸訪問事業実施要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
別紙	別紙
乳児家庭全戸訪問事業実施要綱	乳児家庭全戸訪問事業実施要綱
<p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭（<u>里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。</u>）を訪問し、以下の支援を行う。 (1) 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 (2) 子育て支援に関する情報提供 (3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握 (4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</p> <p>4 実施方法 (略)</p>	<p>1 事業の目的 すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定される事業）</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。 なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、以下の支援を行う。 (1) 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 (2) 子育て支援に関する情報提供 (3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握 (4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</p> <p>4 実施方法 (1) 訪問の時期 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。</p>

改正後	改正前
	<p>ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合も本事業の対象とする。この場合にあっては、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。</p> <p>(2) 訪問者 保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えないものとする。</p> <p>(3) 研修 訪問者に対して必ず事前に研修を実施すること。 研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。 なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。</p> <p>(4) ケース対応会議 訪問実施後の結果により、支援が必要と判断された家庭に対し、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけるものとする。</p> <p>(5) 新生児訪問指導等と併せて実施する場合の留意点 法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づき新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、「3」で定める本事業の支援の内容を満たす必要があるため、十分に留意すること。</p> <p>(6) 実施計画の作成 事業を行う年度の実施計画を作成すること。事業計画の作成に当たっては、既</p>

改正後	改正前
<p>5 費用 (略)</p>	<p>に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策を検討し、実効的な計画とすること。</p> <p>5 費用 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

養育支援訪問事業実施要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">養育支援訪問事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p>	<p style="text-align: center;">養育支援訪問事業実施要綱</p> <p>別紙</p> <p>1 事業の目的 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居室において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定される事業。)</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。 なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。 (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。 (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。 (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 支援の対象</p> <p>この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認め、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい状態にある家庭（<u>里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。</u>）を対象とする。</p> <p>ア 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。</p> <p>イ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。</p> <p>ウ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。</p> <p>エ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。</p> <p>(2) 訪問支援者</p> <p>(略)</p> <p>(3) 研修</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 支援の対象</p> <p>この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認め、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。</p> <p>ア 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。</p> <p>イ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。</p> <p>ウ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。</p> <p>エ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。</p> <p>(2) 訪問支援者</p> <p>訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。</p> <p>なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。</p> <p>(3) 研修</p> <p>訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、</p>

改正後	改正前
<p>(4) 支援内容の決定方法 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p>	<p>必ず事前に研修を行うこと。</p> <p>研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。</p> <p>なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。</p> <p>(4) 支援内容の決定方法</p> <p>この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。</p> <p>中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。</p> <p>訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。</p> <p>なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。</p> <p>5 費用 市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

【改正なし】

雇児発 0529 第 34 号

平成 26 年 5 月 29 日

【一部改正】 雇児発 0521 第 12 号

平成 27 年 5 月 21 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について

標記について、今般、別紙の通り「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別 紙)

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱

1 事業の目的

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。

3 事業の内容

調整機関に職員（非常勤職員等を含む。以下「調整機関職員」という。）を配置し、次の（１）から（５）のいずれかを実施すること。

なお、調整機関職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

（１） 調整機関職員の専門性強化

調整機関職員の専門性向上のため、次の①及び②のいずれか又は両方の取組を行う。

① 調整機関職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

ア 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）

イ 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児

童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

② 機関職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

ア 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修

イ 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

(2) 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の①及び②のいずれか又は両方の取組を行う。

① インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

② ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

(3) 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

(4) 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組

地域ネットワークと訪問事業等との連携を図るため、次の①又は①及び②の取組を行う。

① 地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家

庭に対して、地域ネットワークが訪問者と協力して支援を行う取組。

- ② 地域ネットワークの調整機関として子どもや家庭の状況等を把握し、支援機関を選定する際の判断をより円滑に行うための家庭等への訪問による情報収集を行う取組や、利用者支援事業や妊娠・出産包括支援事業等との連携により、要支援事例についての役割分担や、支援対象者が地域ネットワークによるケース管理に移行する場合に必要な相互の調整等を図る取組。

(5) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動をはじめ、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組や、マニュアル、援助事例集、又は地域で連携して行う子育て支援や児童虐待防止に関する情報を掲載した資料等を作成・配布し、周知を図る取組。

5 費用

市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

【改正なし】

雇児発0529第18号

平成26年5月29日

一次改正 雇児発0521第13号

平成27年5月21日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

地域子育て支援拠点事業の実施について

児童福祉法（昭和22年法律第64号。以下「法」という。）第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

4 実施方法

① 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。(ただし、②のキに定める小規模型指定施設を除く。)

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

② 一般型

ア 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として①に定める基本事業を実施する。

イ 実施場所

- (ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所。
- (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

- (ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- (イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- (ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

エ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、拠点施設の業務を円滑に実施するため、当事業の別途加算の対象とする。

- (ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健

全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施

- (ウ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）または養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施
- (エ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施

オ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

- (ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。
- (イ) 一般型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。
- (ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

カ 地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）に定める利用者支援事業を併せて実施する場合には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。

- (ア) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

- (ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

キ 経過措置（小規模型指定施設）

(ア) 内容

従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、以下の通り事業の対象とする。

(イ) 実施方法

- a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。
- c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- d 次の(a)～(c)の取組のうち2つ以上実施すること。

(a) 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設へ出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

(b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ)のd(a)の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合については、別途加算の対象とする。

③ 連携型

ア 事業内容

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）において、①に掲げる基本事業を実施する。

イ 実施場所

(ア) 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）ただし、連携施設のバックアップを受けることができる体制を整えること。

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

エ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）に定める利用者支援事業を併せて実施する場合には、加算の対象としない。

5 留意事項

- (1) 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- (2) 事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第18号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表1に定める基本研修及び別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。
- (3) 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者を子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他各種研修会やセミナー等へ積極的に参加させ、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。
- (4) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

6 費用

- (1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

- (2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱</p> <p>1 事業の目的 （略）</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 事業の内容及び実施方法 （1）基本事業 ① 事業内容</p>	<p>別紙</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱</p> <p>1 事業の目的 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容及び実施方法 （1）基本事業 ① 事業内容</p>

<p>(略)</p> <p>ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務</p> <p>イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）</p> <p>ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催</p> <p>オ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整</p> <p>② 相互援助活動の内容 (略)</p>	<p>ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を行いたい者を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウについては、全ての事業の実施を必須とし、さらに、会員数については、50人以上とする。</p> <p>ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務</p> <p>イ 相互援助活動の調整等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）</p> <p>ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催</p> <p>オ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整</p> <p>② 相互援助活動の内容 相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～カ等の子どもの預かりの活動とする。</p> <p>ア 保育施設の前や保育終了後の子どもの預かり</p> <p>イ 保育施設までの送迎</p> <p>ウ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり</p>
---	---

<p>③ ファミリー・サポート・センターの設置について (略)</p> <p>④ 実施方法 ア アドバイザーの配置について (略)</p> <p>イ 会則の制定 (略)</p>	<p>エ 学校の放課後の子どもの預かり オ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり カ 買い物等外出の際の子どもの預かり</p> <p>③ ファミリー・サポート・センターの設置について ア 本部の設置について 各市町村に1か所設置するものとする。 イ 支部の設置について 政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができる。 ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合には、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。</p> <p>④ 実施方法 ア アドバイザーの配置について ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー(相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。)を配置すること。 また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することとは差し支えない。 イ 会則の制定 市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な</p>
--	--

<p>ウ 会員の登録 (略)</p> <p>エ 会員間で行う相互援助活動 (略)</p> <p>オ 保険の加入 (略)</p> <p>カ 子どもの預かりの場所 (略)</p> <p>キ 預かる子どもの人数 相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができず、原 則として1人とする。なお、やむを得ず複数の子どもの を預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの 年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。</p>	<p>事項を規定したファミリー・サポート・センターの会 則を制定すること。</p> <p>ウ 会員の登録 会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理する こと。</p> <p>エ 会員間で行う相互援助活動 会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かりの援 助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委 任契約に基づくものであること。</p> <p>オ 保険の加入 会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、 補償保険に加入するものとする。</p> <p>カ 子どもの預かりの場所 子どもを預かる場所は、原則として援助を行う会員 の自宅とすること。 ただし、子どもの預かりの援助を行いたい者と援助 を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りで ない。</p> <p>キ 預かる子どもの人数 相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができず、原 則として1人とする。なお、やむを得ず複数の子どもの を預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの 年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。</p>
--	--

<p>また、小学校就学の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、児童福祉法第59条の2に定める届出が必要となる場合があることに留意すること。</p> <p>ク 援助活動に対する報酬</p> <p>ケ 援助を行う会員への講習の実施</p>	<p>また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、参考として以下に示す項目の内、「9 事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。</p> <p>また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努める</p>
---	--

(参考：講習カリキュラム)

(略)

こと。

(参考：講習カリキュラム)

講座項目	講師	時間 (目安)
1 保育の心	保育士・保健師	2 時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4 時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2 時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4 時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2 時間
6 子どもの世話	保健師・保育士	2 時間
7 子どもの遊び	保育士	2 時間
8 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家、管理栄養士等	3 時間
9 事業を円滑に進めるために	ファシリテーター・アドバイザー ・セミナーアドバイザー 一等	3 時間
合 計		24 時間

コ 複数市町村での合同実施
(略)

コ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件(①のAからU及び④のAからオ、会員数50人以上)が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事

<p>業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</p> <p>また、事業実施要件のうち、①のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と①のウを合同により実施しても差し支えないこと。</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業</p> <p>① 事業内容</p> <p>病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～エについては、全ての事業の実施を必須とする。（会員数は問わない。）</p> <p>なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。</p> <p>「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。</p> <p>「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。</p> <p>ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務</p>	<p>業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</p> <p>また、事業実施要件のうち、①のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と①のウを合同により実施しても差し支えないこと。</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業</p> <p>① 事業内容</p> <p>病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～エについては、全ての事業の実施を必須とする。（会員数は問わない。）</p> <p>なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。</p> <p>「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。</p> <p>「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。</p> <p>ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務</p>
---	---

<p>イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）</p> <p>ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>エ 医療機関との連携体制の整備</p> <p>オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催</p> <p>カ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整</p> <p>② 相互援助活動の内容</p> <p>相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～エ等の病児・緊急対応に関する子どもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず実施すること。</p> <p>ア 病児及び病後児の預かり</p> <p>イ 宿泊を伴う子どもの預かり</p> <p>ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり</p> <p>エ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎</p> <p>③ 実施方法 (略)</p>	<p>イ 相互援助活動の調整等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）</p> <p>ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>エ 医療機関との連携体制の整備</p> <p>オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催</p> <p>カ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整</p> <p>② 相互援助活動の内容</p> <p>相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～エ等の病児・緊急対応に関する子どもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず実施すること。</p> <p>ア 病児・病後児の預かり</p> <p>イ 宿泊を伴う子どもの預かり</p> <p>ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり</p> <p>エ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎</p> <p>③ 実施方法 (1)の④ア～クに加えて、以下の方法によること。 ア 援助を行う会員への講習の実施</p>
---	---

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1)④の参考の参考に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

なお、子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、3(1)④ケに示す項目の内、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

イ 医療機関との連携体制の整備

(7) 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

(イ) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

(ウ) 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもら

う協力医療機関をあらかじめ選定すること。

ウ 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整がでできる体制をとること。

エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

(ア) 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

(イ) (1)の④キにかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

(ウ) アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

オ 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

④ 実施体制

ア 事業の実施については、(1)の①に掲げるファミリー・サポート・センターを設立して行うこととす

④ 実施体制
(略)

<p>る。</p> <p>なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。</p> <p>イ 複数市町村での合同実施</p> <p>市町村単独では、事業実施要件（①のアからエ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のアからエ）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</p> <p>また、事業実施要件のうち、①のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と①のウを合同により実施しても差し支えないこと。</p>	<p>（3）ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、<u>低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）及びダブルケア負担の世帯（盲児と親等の子を同時に持っている世帯）</u>（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援</p> <p>① 事業内容</p> <p>ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する。（（1）の①のア～ウ又は（2）の①のア～エに加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数</p>
<p>（3）ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭や<u>低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）</u>（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援</p> <p>① 事業内容</p> <p>ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する。（<u>ただし、</u>（1）の①のア～ウ又は（2）の①のア～エに加えて以下のいずれかの事業を実施することと</p>	<p>（3）ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、<u>低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）及びダブルケア負担の世帯（盲児と親等の子を同時に持っている世帯）</u>（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援</p> <p>① 事業内容</p> <p>ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する。（（1）の①のア～ウ又は（2）の①のア～エに加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数</p>

<p>は問わない。ただし、②のウについては、<u>当分の間、ダブルケア負担の世帯への適用は任意とし、②のウについてはダブルケア負担の世帯へ適用しない場合</u>にあっては、②の<u>アと②のイの少なくともいずれか一方を適用するものとする。</u>)</p> <p>② 利用支援の内容</p> <p>ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、<u>子どもの預かりの援助</u>を行いたい会員を優先して調整</p> <p>イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、<u>援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、夜間の受入れなどに柔軟に対応</u></p> <p>ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、<u>子どもの預かりの援助</u>を行いたい会員への<u>助成</u></p> <p>4 留意事項 (略)</p>	<p>し、会員数は問わない。)</p> <p>② 利用支援の内容</p> <p>ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、<u>援助を行いたい会員を優先して調整</u></p> <p>イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、<u>援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応</u></p> <p>ウ ファミリー・サポート・センターを利用する、<u>ひとり親家庭等の受入れに対する援助</u>を行いたい会員への<u>助成</u></p> <p>4 留意事項 (1) 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、<u>業務遂行以外に用いてはならないこと</u>。また、会員に対して、<u>相互援助活動</u>によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。</p> <p>(2) 活動中に事故が生じた場合には、「子育て援助活動支援</p>

<p>5 費用 (略)</p>	<p>事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告等について（平成27年3月27日付雇児職発0327第1号通知）」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。</p> <p>5 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>
---------------------	---